

鹿児島県PPP／PFI地域プラットフォーム要綱

【名称】

第1条

本会は、「鹿児島県PPP／PFI地域プラットフォーム」という。

【目的】

第2条

本会は、鹿児島県内の地方公共団体における公共施設等の整備・維持管理・運営等に関し、地域の産官学間での連携の強化、地方公共団体及び民間事業者の能力の向上を図り、PPP／PFI事業（以下「官民連携事業」という）の導入を促進することにより、効率的かつ効果的な公共施設等の整備・運営及び良好なサービスの提供を確保し、もって地域経済の成長に寄与することを目的とする。

【組織】

第3条

1. 本会は鹿児島県内の産官学間の団体等の参加をもって組織する。
2. 本会への参加を希望する関係者は、その旨を事務局に申し出ることにより、参加することができるものとする。

【事業】

第4条

本会は、第2条の目的を達成するために、前条1の参加団体等の関係機関の参画・協力を得ながら、次の事業を行う。

1. 鹿児島県における官民連携事業の案件の掘り起こし及び案件形成・推進のための意見交換。
2. セミナー・研修の開催などを通じて官民連携事業に関する情報及びノウハウの共有。
3. その他、鹿児島県における官民連携事業の導入促進のために必要なこと。

【コアメンバー・事務局】

第5条

1. 本会の円滑な事業実施・運営を確保するため、コアメンバーを置く。コアメンバーは別表の通りとする。
2. 本会の事務局は、鹿児島県総合政策部が務める。

【その他】

第6条

この要綱に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項はコアメンバー内で協議して定める。

【附則】

この要綱は、令和6年1月31日から施行する。

別表（第5条関係）コアメンバー団体

構成員	備考
鹿児島県	事務局
株式会社鹿児島銀行	